

2020年3月25日
出光興産株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う電気料金の特別措置について

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様及び感染の拡大によって困難な状況におかれている皆様
心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い回復そして収束について祈念しております。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いが困難となるお客様に対して、経済産業省
から電気料金の支払期日の延長を要請されております。（参考：[新型コロナウイルス感染症の影響を受け、
電気料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ【経済産業省 HP】](#)）

このような状況を踏まえ、当社においては、下記の通り電気料金の特別措置の適用を行うことといたしましたので
お知らせいたします。

記

1.適用対象

新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会より、一時的
な資金の緊急貸付（緊急小口資金・総合支援資金の貸付）を受け、かつ、一時的に電気料金の支払いに
困難をきたし、当社に特別措置適用のお申出をされたお客様。（参考：[一時的な資金の緊急貸付に関する
ご案内【厚生労働省 HP】](#)）

2.特別措置の内容

以下表の通り、電気料金の支払期限を延伸いたします。

低圧で当社電力を ご契約のお客様	2020年2月分、3月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月間 延長いたします。
---------------------	--

■お問合せ先

出光昭和シェル「電気お客様センター」
☎0120-033-364（フリーダイヤル）
※IP電話などフリーダイヤルをご利用になれない場合
☎03-6627-1820
【受付時間】9:00-17:30(12月30日~1月4日を除く)